

姫路市EBPM実践支援業務委託に係る公募型プロポーザル 質疑回答書

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項 等	質疑内容	回答
1	－	－	<p>本件について質疑はありませんでしたが、姫路市からお伝えしたいことは右のとおりです。</p>	<p>本業務は、本市におけるEBPM実践のモデルを構築することを目指しています。この業務においては、要求水準書「5 業務内容」に記載したとおり、「(1) 実践支援業務(4事業程度)、(2) アドバイザー業務(10事業程度)」に区分し、対象事業を選定し、各課への支援をすることとしています。</p> <p>対象事業の検討の進捗度により、予算化に至るもの、次年度も引き続き、検討を行うものが生じることも想定しています。検討の対象となった事業について、翌年度(令和7年度)の予算化を前提とするものではありません。したがって、成果物として、要求水準書「5業務内容(5) 成果物 イ 予算案発表用資料」はすべての事業について、作成が必須ではありません。</p> <p>要求水準書では、実践支援業務とアドバイザー業務では、それぞれ支援内容が異なりますが、対象事業の選定、または、その後の事業の検討において、事業数及び支援内容に変更が生じることも想定しています。その際は、契約候補者との協議において調整することとしますが、本業務の実施効果を最適化するうえで、検討を行う事業数を集約し、支援内容を平準化するなどの対応も考えられますので、あらかじめご承知おきください。</p>